

福祉みえ!



・障がい者就労支援事業所による・
Madoguchi
マルシェ出店中!

是非ご利用ください!

【販売日】 月～金
(年末年始・祝日を除く)

【販売時間】 12時～13時

【場所】 三重県社会福祉会館
1F中庭

【品目と販売事業所】

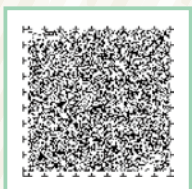
【月曜日】 各種パン (クローバー ハウス)	【火曜日】 ごぼりのコーヒー (ウツラ)	【水曜日】 サンドウィッチ (ピザボートみえ)	【木曜日】 天むす (いずみ工房)	【金曜日】 巻き寿司 (いずみ工房)
弁当等 (工場等)	災害備蓄用 缶詰パン (ばんかんぱん)			

【取りまとめ・お問合せ先】
NPO法人 共同受注窓口みえ事務局 ☎059-264-7373

福祉みえでは、表紙に掲載する写真を募集しています。
今月号は、NPO 法人共同受注窓口みえ様より madoguchi
マルシェの様子を提供いただきました
応募については、本会ホームページをご覧ください。

contents

- 特集：緊急小口資金等特例貸付後の相談支援…………… 2～4
- 連載：仕事のワタシ、普段のわたし…………… 5
- 連載：そうだ！先輩に聞こう…………… 6
- ありがとうメッセージ…………… 8



福祉みえでは、2～4ページの特集記事に
uni-voice による音声コードを導入しています。

2023年 **3**月号

No.381

ふれあいネットワーク

特集

緊急小口資金等特例貸付後の相談支援

生活福祉資金貸付制度と

特例貸付の実施

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯を対象として無利子又は低利で資金を融通する事業として第一種社会福祉事業に位置付けられる貸付制度で、その歴史は古く、その前身である世帯更生資金運営要綱が昭和30年8月1日付で制定されたところから始まりました。その後、時代の趨勢に合わせて貸付種別の増設や限度額変更、統廃合等を繰り返してきました。

現在の体系は、リーマンショック後の平成21年10月に再編されたものが基本となっています。大きく分けて総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金を含む）、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種別に整理

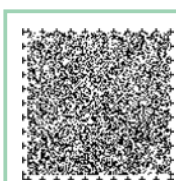
されましたが、それぞれの資金種別において資金使途ごとに細分化されており、限度額や償還期間の上限も異なっています。

生活福祉資金貸付制度においては従来から、伊勢湾台風や阪神・淡路大震災といった大規模災害の発生時には特例貸付の対応がなされてきました。こうした経緯を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、生活福祉資金貸付制度の一部要件を緩和する形で緊急小口資金等特例貸付が令和2年3月25日から始まりしました。その後、申請期限の延長が複数回なされ、令和4年9月末日を申請期限として特例貸付は終了しました。三重県における特例貸付の貸付決定件数・貸付決定額は（表1）のとおりとなり、未曾有の貸付規模となりました。

（表1）特例貸付の概要

資金の種類	貸付対象者	申請受付期間	貸付決定件数・金額	償還期間・貸付上限額
緊急小口資金	新型コロナウイルスの影響で減収又は失業による緊急かつ一時的な理由により生計の維持が困難となった方	R2.3.25～ R4.9.30	12,077件・ 2,334,080,000円	2年以内・ 20万円
総合支援資金	初回貸付※	R2.3.25～ R4.9.30	7,117件・ 3,812,902,300円	10年以内・
	延長貸付※	R2.7.28～ R3.6.30	1,159件・ 618,575,200円	単身世帯 45万円
	再貸付※	R3.2.19～ R3.12.31	1,744件・ 949,970,000円	2人以上の 世帯 60万円

※ 総合支援資金の貸付期間の上限は各3か月間



(表2) 特例貸付における償還免除・償還猶予の概要

区分	要件	償還免除の範囲	償還免除件数 (R5.1.31 現在)
判定年度免除	指定された年度の住民税が借受人・世帯主のいずれも非課税	残債の全額	4,565 件
	指定年度より後の年度において借受人・世帯主の住民税がいずれも非課税	償還開始1年経過後の償還計画額	(時期未到来)
任意免除	生活保護受給	残債の全額	54 件
	重度障害者手帳所持 * 1	残債の全額	7 件
	借受人死亡	残債の全額	96 件
	自己破産又は個人再生計画完了による免責確定	残債の全額	111 件
	次の3つの要件を全て満たす者 ・住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯等である ・分納・少額返済等をしているが、滞納金額が増加している。 ・償還開始以降12か月分以上の償還未済額がある。	償還できずに滞納している額	(時期未到来)
要件 (償還猶予期間はいずれの場合でも最長1年間)			
償還猶予	地震や火災等に被災した場合		
	病気療養中の場合		
	失業又は離職中の場合		
	奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く。)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合		
	自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合		
	三重県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 * 2		

- * 1 精神保健福祉手帳(1級)、身体障害者手帳(1級又は2級)、療育手帳「A」(「マルA」、「A2」などを含む)のいずれかが対象
- * 2 次のような例示がなされている。

- ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない
- ・DV等の被害を受けて避難している
- ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある
- ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している



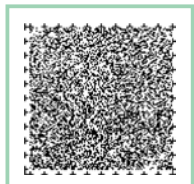
特例貸付の償還開始と
償還免除等

特例貸付については、令和5年

1月から本格的に償還開始を迎えています。1月から本格的に償還開始を迎えていますが、様々な産業に従事する方が新型コロナウイルスの影響を受けたこともあり、特例貸付に

おいては、一定の所得要件(借受人および世帯主のいずれもが住民税非課税)を満たした方への償還免除(判定年度償還免除)をはじめ

めとして、償還免除、償還猶予の対象要件が(表2)のように細かく定められました。



三重県における特例貸付の 債権管理の現状と課題

令和5年1月に初回の償還が行われましたが、口座振替の結果、償還成立の割合は概ね5割に留まっています。全体の2割以上の貸付において償還免除が実施された後の結果ですので、償還が必要な借受人についても、依然として生活に困窮している方が多いことがわかります。

三重県においては、外国人世帯への貸付の割合が大きく、貸付件数全体の3割強を占めていること、償還免除申請書を送付した際の書類不達の割合も全国屈指の高さとなっていることから、借受人世帯の居所の流動性が全国的にみても高い傾向があります。そのため、債権管理における重点的に実施すべき事項として、次の3つが考えられます。

1 償還猶予や月額変更の活用

前述のとおり、償還率が5割前後（口座振替不能者にはコンビニインストール対応の払込票を翌月に送付しているため、償還率は5割を超えると思われる）であることを踏まえて、償還状況を注視し、償還が順調にできていない借受人へのアプローチが求められます。世帯の家計状況と償還猶予の要件を照らし合わせて、可能な場合は償還猶予を、難しい場合は償還月額変更の手続きを推奨することにより、金額ベースでの償還率の向上および滞納額の抑制を図る必要があります。

2 借受人の居所の把握

市町社会福祉協議会との情報共有および各種書類の不達状況の確認を通し、架電等や住民票の写しの取得を推進し、借受人の直近の居所を把握することが重要です。様々な案

内文書を確実に送達し、双方のやり取りが円滑にできる環境を整備する必要があります。

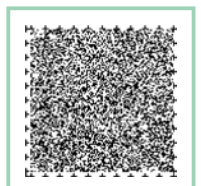
3 償還免除の確実な実施

判定年度償還免除については令和5年度（総合支援資金延長貸付および令和4年度中に申請があった緊急小口資金、総合支援資金が対象）および令和6年度（総合支援資金再貸付が対象）が引き続き判定年度になります。また、令和3年度以前に申請があった緊急小口資金および総合支援資金初回貸付の借受人（令和3年度又は令和4年度が判定年度）を含めて、償還免除対象者から確実に償還免除申請書が提出されるよう働きかける必要があります。しかし、令和3年度又は令和4年度の償還免除申請の案内については早期に実施したにもかかわらず、未だに償還免除申請の提出が続いています。償還が開始されるまでに確実に償

還免除が実施されるよう、さらなる働きかけが必要です。

まとめ

アフターコロナの段階において特例貸付の借受人が着実に自立していきけるよう、三重県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会は、償還能力を踏まえて借受人世帯の生活状況についての情報共有を進めるとともに、各地の自立相談支援機関等と協働し、就労支援等を含めた複合的な支援を展開していくことが求められます。





仕事の「プラン」、普段のわたし

——みんなのワークライフバランス——

第7回

今回は、いなべ市社会福祉協議会いなべ市社協ケアプランセンター岡裕子さんにお話を伺いました。



現在のお仕事内容を教えてください。

三重県の最北にあるいなべ市社会福祉協議会は、平成15年に4町の合併により誕生した社会福祉法人です。その中で私は、ケアマネジャーの仕事をしています。



ケアマネジャーは、要介護認定を受けている方がこれからも住み慣れた家や地域で、自分らしく暮らせるようにサービスの計画書である「ケアプラン」を共に考え作成し、サービス事業所や病院、行政、民生委員等

の地域の方々といった他職種と相談、連携しながら、ご本人や家族を支える仕事です。本人、家族との関わりの中で、困りごとや課題は十人十色。ケアマネジャー1人では解決できないことが多く悩みはつきません。しかし、私の職場には、私以外に11人のケアマネジャーがおり、悩んだ時は上司や先輩にその都度相談しています。また定期的に各ケアマネジャーが悩んでいるケースの情報を職場内で報告、共有して、自分が担当した場合どうするかと置き換えて考える機会となったり、新たな気づきを得る機会となり、普段から学べる環境があり、自分にとっては心強い職場です。現在はコロナ禍で一回の訪問が短時間となるため、何度も訪問や電話をしたり、様々な方法で、しっかりと寄り添う気持ちをもちて関わることを大切にしています。以前担当したご家族より「ケアマネさんの存在に救われた」というお手紙をいただきました。これからも「担当があなたでよかった」と思ってもらえるような関わり方を心掛け、日々学んでいきたいと思っています。

仕事とプライベートの切り替え方&休日の過ごし方

私には小一と小三の娘がいます。手がからなくなつてはきましたが、下の子は寂しがりの甘えん坊なので、学校のある日の朝は一緒に集合場所まで歩いて行き、見送ったら私の仕事モードの始まりです。1日はあつという間に過ぎ、退社時間が来れば、仕事に後ろ髪をひかれながら家に帰り、自然と母親に戻ります。私のほっこりする時間は、お風呂の中で、学校での出来事や友達のことを聞いたり、話をしたりすることです。時々ふとした瞬間に子供がくれる手紙があります。その中には「お仕事お疲れ様、いつもありがとう」と書かれていることが多く、疲れていても悩んでいても、その手紙を見ると励まされ、また頑張ろうという気持ちになれます。だから休みの日は子供中心の生活です。一緒にご飯を作ったり、四季折々の草花を探しながら近所の神社や公園で缶蹴りやボール遊びなどして遊んだり、平日ゆっくり関われない分、一緒に何か

をすることになっています。私は昔から絵本が好きで、ゲームばかりの今の時代、子供達に本に触れること、文章や言葉の表現が豊富であつてほしいという思いもあり、子供達が小さい頃から図書館に本を借りに行っています。図書館にはたくさん本の絵本があり、大人になつてもワクワクします。子供の頃に読んだことのある本でも、大人になつて、親になつて読んでみると違った感情を抱くことも多く、時には本を通じて子供の思いを感じ、感動したり涙することもあります。コロナ禍で遠くに出かけたりはしていませんが、当たり前前の生活の中に楽しみや嬉しさを見つければ、家族とほっこりする時間をこれからもたくさん作って仕事もプライベートも充実させていきたいと思っています。



そうだ！ 先輩に 聞こう

連載 第6回

本連載は、悩める若手職員・新任職員様から業務上でのお悩みや困り事をお預かりし、そのお悩みに、県内の福祉施設で働く仲間である同業種の先輩からメッセージをいただき新任職員・若手職員を応援する連載です！

きっと、同じような悩みをもつ仲間もいるはず！先輩職員からのメッセージをヒントにああなたの業務に活かしてくださいね★

深刻な悩みを相談された際の対応方法と自身の心との向き合い方は？

相談者

社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)
経験年数 1年未満



地域の方から深刻な悩みを相談されることが多く、すぐに言葉での反応ができないことがよくあります。相談者の方に寄り添いつつも自分ごととは切り離して相談に対応しなければと思ってはいますが上手くいきません。

深刻さが増す相談ほど感情が揺さぶられ、どう言葉をかけるか迷いますよね。まずは、よく打ち明けてくださいましたねと、相談者を受けとめることから始めてはいかがでしょうか。相談することに対して、ネガティブな印象や煩わしさから心を閉ざしてきた方もいます。相談者がここで話をしても大丈夫だと安心できることを大切にしたいですね。

どうしても言葉を選べない時は、ゆっくり頷く、やさしく見つめる等、動作や表情で“あなたの話を聞いています”と発信する伝え方もあります。また、相談記録をもとに、身近な先輩職員と対応を振り返ることも経験からの学びにつながると思います。自分ごとと切り離せないのは、当事者意識を持てる感性の豊かさとも言えます。その強みを活かし、一人ひとりの相談者と向き合ってください。応援しています。



社会福祉協議会
地域福祉担当 (CSW)
【経験年数 12年目】

相談対応に必要な制度や最新情報をすばやく把握するには？

相談者

地域包括支援センター相談員
経験年数 3年未満



地域包括支援センターの職員は、幅広い制度の知識や最新情報などの把握をしておくことで良い仕事ができると思います。でも、情報収集が苦手なので、どのように制度や最新情報を把握したら良いのかわかりません。

相談者様が言われるとおり、地域包括支援センターで仕事をしていると、様々な相談を受けるので、働く職員は様々な情報をキャッチしておく必要がありますよね。今回のお悩みである、幅広い制度の知識や最新情報の把握方法については、地域包括支援センターは介護保険法に位置付けられた機関ですので、厚労省の「介護保険最新情報」を確認しておく必要があると思います。

最新情報は、三重県長寿介護課のホームページや厚労省のホームページに載っています。また、厚労省や内閣府の各種調査報告書や介護支援専門員や医師、看護、リハビリ、介護従事者の各職能団体のホームページにも様々な情報が載っているのでこまめに確認してみてください。

その他にも、研修を受講することにより情報を得ることも出来ますので、地域包括支援センターに届いた研修案内を確認して、積極的に研修を受けることもおすすめします。



地域包括支援センター
センター長
【経験年数 14年目】

※ 掲載したお悩み等は、本会が実施した新人向け研修等の参加者からお寄せいただいたものから広報委員にて選定のうえ、一部要約及び編集して掲載しています。

※ 個人の特定を避けるため、新任職員及びメッセージをお寄せいただいた先輩職員の両者を匿名で掲載をしています。ご了承ください。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償
ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン		
		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険)
 ホームページ

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



ありがとうメッセージ

～ 心も一緒に届いています～

社会福祉法人 東員町社会福祉協議会

令和2年度 一般配分

地域福祉活動推進助成事業

誰もが普通の暮らしから幸せを実感できる東員町の実現を目指し、話し合いの輪を広げ、地域福祉の推進に資することを目的として事業を行っています。

集まった募金で地域カフェに使用する備品、お出かけサポートに使用する備品を購入することが出来ました。この事業を実施したことによって、改めて共同募金が「自分のまちを良くするしくみ」ということが分かりました。

募金にご協力いただき、ありがとうございました。



社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

令和2年度 一般配分

ボランティア活動事業

名張点訳グループ「あかり」は現在9名で活動しています。今年度はコロナ禍のため、外部での活動はできませんでしたが、その分一冊でも多くの点訳本をお届けしたいと会員一同で頑張りました。これまで長く事業を続けてくることができたのも皆様のご支援・ご協力のおかげと感謝しています。

これからもよろしく願います。ありがとうございました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2023年3月号(通巻381号) 令和5年3月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。